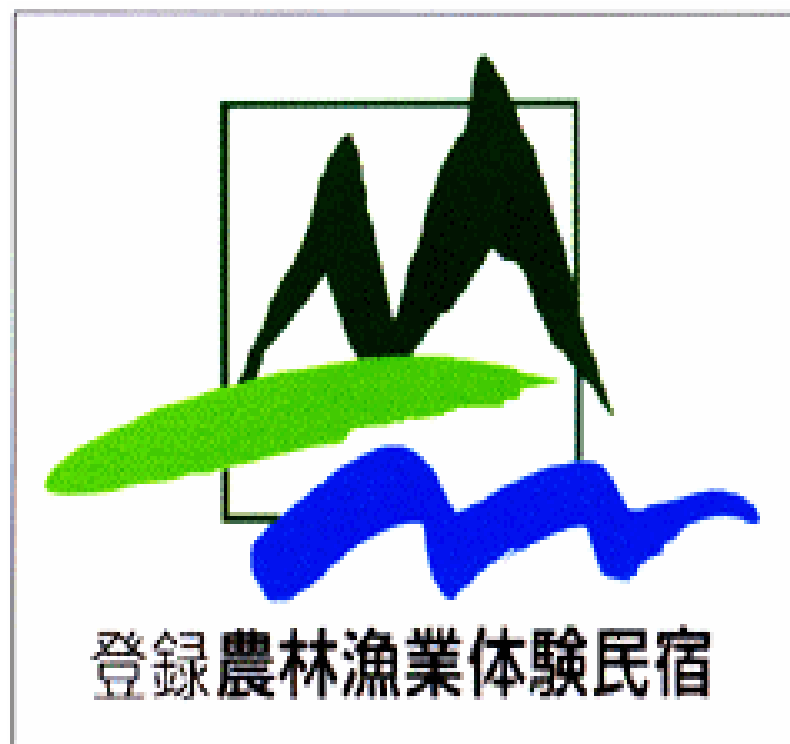


# 農林漁業体験民宿 の登録制度について



一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構

# 登録の手続き方法

農林漁業体験民宿とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「農山漁村余暇法」と略記）2条5項が規定する『施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する』宿です。

農林漁業体験民宿の登録は、農山漁村余暇法16条に基づく制度で、農林水産大臣から「登録実施機関」の登録を受けた当機構が運用しています。農林漁業体験民宿の登録条件及び申請手順は次の通りです。

## 1. 登録にあたっての条件

- ① 農山漁村余暇法施行規則2条に基づく「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供すること。
  - イ. 農作業、森林施業・林産物生産採取、漁撈・水産動植物養殖の体験指導
  - ロ. 農林水産物の加工または調理の体験指導
  - ハ. 地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に関する知識の付与
  - ニ. 用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内
  - ホ. 農林漁業体験施設等を利用させる役務
  - ヘ. 前各号に掲げる役務の提供の斡旋
- ② 農山漁村余暇法施行規則14条(参照:3頁)に従って営業を行うこと。  
(※特に平成17年の法改正後、「利用者の生命や身体について損害が生じた場合の損害を填補する保険が共済」への加入が義務化されている点にご留意ください。)

## 2. 登録までの流れ



### (1)申請(必要書類等の提出・登録料等の納入)

登録に当たっては、必要事項を記載した登録申出書をはじめ要件確認等のため次の書類等を当機構に提出してください。

- ①登録申出書(収入印紙15,000円分を貼付)
- ②標識借受申込書・登録費用振込先連絡表
- ③旅館業法に基づく「営業許可書」のコピー、又は、住宅宿泊事業法規則に規定する「届出番号の通知」のコピー
- ④(有償で食事提供する場合のみ)食品衛生法に基づく「飲食店業営業許可証」のコピー
- ⑤(船舶で漁撈体験させる場合のみ)遊漁船業法に基づく「都道府県知事からの通知」のコピー
- ⑥旅館賠償責任保険等「加入者証」のコピー
- ⑦ホームページ等広報用アンケート票
- ⑧写真(データ転送可):建物の外観、夕食メニュー、入浴施設、体験指導・地域案内の様子など

登録料等は次の事項を確認の上、指定口座(みずほ銀行または郵便局)へ納入してください。

### 1)初回登録時に納入いただく費用:合計14,000円

- ①登録手数料:新規登録者の審査手続き等(2,000円/初回のみ)
- ②標識貸出料:登録標識の貸出(10,000円/初回のみ)
- ③年会費:登録年度の会費(2,000円/毎年更新)

## 2) 登録した次の年からも必要な費用

### ①年会費：更新費用として、2,000円／毎年1～12月の一年分

※当機構 Web サイトで宿情報を掲載。マスメディア等への広報など。

### ②保険料：当機構では、登録者へのメリットとして登録者専用の通常商品より安価で保険内容が充実した損害保険制度を設けています。(実費)

※初回登録時以降は、毎年11月頃に保険更新の案内を行います。

なお、当機構の保険加入ではなく、地元保険会社が提供する旅館賠償責任保険に加入している場合は、個別にお支払いください。

### ※初回登録時に当機構へ納入いただく費用の概要

①登録手数料	2,000円	①新規登録者の審査手続き
		②データベースへの情報入力
		③当機構インターネット Web サイトへの情報公開
②標識貸出料	10,000円	登録標識の貸出(登録取下げの日まで)
③年会費	2,000円	登録者に係る毎年の更新費用

## (2) 受付・審査

当機構は、ご提出いただいた登録申出書を受け付け、書類審査を行います。必要な場合には、申出者や関係行政機関への聞き取り調査等を行います。

## (3) 決定

当機構は、書類審査結果と申出者からの登録手数料等の納入確認を踏まえて登録の可否を決定します。

## (4) 登録

当機構は、登録決定後、宿情報をデータベース化してインターネット上で公開します。登録基準に基づき適正な営業を継続されている場合は、1年を超えても継続して登録農林漁業体験民宿として営業できます。

## (5) 標識・登録証の送付

登録すると、農林水産大臣の承認を受けた標識(縦25cm×横36cm)と登録証をお送りしますので、宿泊施設に掲示してください。



## ※ 非登録になった場合

事前に登録手数料及び標識貸出料金を納入していて、「非登録」と決定した場合は申出者に通知し、初回登録時のみ納入いただく費用: **合計 14,000円**をご返還します。

問い合わせ先：一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構 グリーン・ツーリズムチーム  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45 神田金子ビル5階  
TEL：03-4335-1984 FAX：03-5256-5211 MAIL：taiken@kouryu.or.jp  
登録農林漁業体験民宿の URL：http://www.kouryu.or.jp/gt/inn/

**【参考】農山漁村余暇法施行規則第14条（農林漁業体験民宿業者の登録の基準）**

農山漁村余暇法第16条第1項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

1 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項

イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他の事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に、漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。

ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。

ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

ニ 宿泊に関する役務及び自ら又はあっせんにより提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。

ホ あっせんにより農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合には、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。

ヘ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導又は食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。

2 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（この号において「保険契約等」という。）を締結していること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。

3 地域の農林漁業者との調整に関する事項

イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。

ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。

ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。

4 その他の事項

イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。

ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。

ハ 利用者から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。

## 登録申出書の記入のポイント

### 1. 施設名及び所在地

旅館業許可書、または、住宅宿泊事業の届出番号の営業施設（営業所）の名称（屋号・商号）と住所を記入してください。

### 2. 客室数・客室延床面積・収容人数

居宅部分を除き、客室として宿泊できる部屋について記入してください。

### 3. 営業期間

通年営業、季節営業のどちらかあてはまる方を○印で囲み、季節営業の場合にはその営業期間を何月から何月までと記入してください。

### 4. 経営する農林漁業の別

あてはまるものに○印をつけるか、記入をしてください。（複数回答可）

#### 5-1(1) 提供する役務の内容

お客様に対して、どんな「農山漁村滞在型余暇活動」を提供できるか明確にする必要があります。まず、(別紙)に示された各欄いずれか1つ以上に具体的な内容を記入していただき、それを簡潔に表現してください。内容が理解できれば結構です。

#### 5-1(2)-① 役務(体験)の内容、料金等の表示の方法

お客様に体験の内容、料金を示す方法です。当てはまるものに○印をつけてください。当てはまるものがない場合には、「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。

#### 5-1(2)-② 利用者の安全の確保

安全対策として事故防止に努めなければならないことはもちろんですが、平成17年の法改正後、万々に備えて保険加入等の措置をとることが義務付けられました。最低限、旅館賠償責任保険等に加入していただくことが必要ですので、保険名や補償終了日を記入してください。

緊急時の連絡先は、事故の種類にもよりますが、警察署・消防署・保健所・海上保安部・病院など、具体的な名称を記入してください。(例：○○警察署、△△病院など)

#### 5-1(2)-③ 農山漁村滞在型余暇活動を行うにあたっての利用者への対応方法

当てはまるものに○印をつけ、「その他」の場合はカッコ内に具体的に書いてください。誰かに頼む場合には、斡旋先の状況がわかるように記入して下さい。

**漁撈体験の指導等を行う場合は、注意事項の欄には利用者に事前説明する内容を、人員の欄には指導・監視に当たる人の人数を記入してください。**

#### 5-1(3)-① 地域情報の提供方法

当てはまるものに○印をつけ、「その他」の場合はカッコ内に具体的に記入してください。

#### 5-1(3)-② 希少な野生動物の生態への配慮の内容

どういう配慮をしようとしているか具体的に記入してください。また、野生動物以外にも生態系に特段の配慮をしているものがあれば記入してください。

(例：鯨類は日本沿岸に回遊してくるので、観察する際には、これらに悪影響を与えないよう注意することが必要なため、「観察に際し、○m以上近づかない」など一定の規則を地域で作り、利用者にも周知している。)

#### 5-1(3)-③ 調理体験指導または食事の提供を行う場合における地域の農林水産物の活用方法

地域の農林水産物を活用している事例を具体的に記入してください。

# 標識借受申込書

提出用

令和 年 月 日

一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構  
理事長 殿

宿名  
氏名

印

下記条件により農林漁業体験民宿の登録標識借受を申し込みます。

## 記

- 貸付期間 登録の日から登録廃止の日まで  
貸付期間終了後、標識は直ちに当機構に返却するか、当機構の許可を得て廃棄すること。  
但し、引き続き再登録される場合には、当該標識を継続して貸し出すものとする。
- 貸出料金 1万円  
但し、貸付期間終了後再登録して、同一標識を継続使用する場合には、無料。
- 登録期間中に登録に係る営業を廃止したときは、標識を当機構に返却するか、当機構の許可を得て廃棄すること。
- 登録実施事務規程第22条により登録が取り消されたときは、直ちに標識を当機構に返却するか、当機構の許可を得て廃棄すること。

以上

## 登録費用振込先連絡表

【 】みずほ銀行 東京営業部：普通2439126 口座名義:(財)都市農山漁村交流活性化機構

【 】郵便振替：00110-5-0042009 加入者名：まちむら交流きこう

(↑どちらかに○印)

上記へ初回登録費用(計14,000円)を【令和 年 月 日】に納付しました。

費用内訳	金額	備考
①登録手数料	2,000円	新規登録時のみ
②標識貸出料	10,000円	新規加入時のみ
③年会費	2,000円	登録年の12月まで有効

※手数料は納付者負担でお願いします。

印紙

15,000円  
貼付

# 登録申出書

提出用

登録番号

登録受付年月日 令和 年 月 日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 理事長 殿

申出者 フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
〒 \_\_\_\_\_ 住所  
TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

農山漁村余暇法施行規則（平成7年3月30日農林水産省令第23号）14条の基準に従って農林漁業体験  
民宿の営業を行いますので、登録されるよう関係書類を添えて申し出ます。

## 1. 施設名及び所在地

フリガナ  
名称 \_\_\_\_\_

所在地(申出者住所と同じ場合は記入不要) \_\_\_\_\_

2. 客室数・客室延床面積・収容人数 ( \_\_\_\_\_ )室、計( \_\_\_\_\_ )平米=約( \_\_\_\_\_ )畳、定員( \_\_\_\_\_ )人

3. 営業期間 通年営業・季節営業( \_\_\_\_\_ )月～( \_\_\_\_\_ )月

4. 経営する農林漁業の別 農業・林業・漁業・その他( \_\_\_\_\_ )

## 5. 基準に係る事項

(1) 提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務（別紙の欄いずれか1つ以上に記入した内容を簡潔に）

役務の内容 \_\_\_\_\_

(2) 利用者の快適と安全な農山漁村滞在型余暇活動の確保に関する事項

① 役務の内容、料金等の表示方法 パンフレットによる・掲示による・その他( \_\_\_\_\_ )

② 利用者の安全の確保

ア. 加入している旅館賠償責任保険

保険商品名: \_\_\_\_\_

保険会社名: \_\_\_\_\_ 補償終了日: \_\_\_\_\_

イ. 役務提供の斡旋を行う場合は、斡旋先の状況 \_\_\_\_\_

ウ. 事故等緊急時の連絡先及び病院等の状況 \_\_\_\_\_

③ 利用者の指導等

ア. 農山漁村滞在型余暇活動を行うに当たっての利用者への指導の方法

パンフレットによる・掲示による・その他( \_\_\_\_\_ )

イ. 漁撈体験の指導等を行う場合、利用者に事前に説明する注意事項及び指導・監視の人員

事前の注意事項: \_\_\_\_\_ 指導・監視の人員 ( \_\_\_\_\_ )人

(3) その他留意すべき事項

① 地域の情報の提供方法 パンフレットによる・掲示による・その他( \_\_\_\_\_ )

② 希少な野生動植物の生態への配慮の内容 ※鯨類の観察を行う場合には、生態に配慮した観察方法の基準

③ 調理の体験指導または食事の提供を行う場合の地域の農林水産物の活用方法 \_\_\_\_\_

(別紙) 農山漁村余暇法施行規則2条「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」

	1. 農村滞在型余暇活動	2. 山村滞在型余暇活動	3. 漁村滞在型余暇活動
イ. 体験 指導	農作業	森林施業・林産物生産採取	漁撈・水産動植物養殖
ロ. 加工 または調理の 体験 指導	農産物	林産物	水産物
ハ. 地域 の生活や文化 に関する知識 の付与	農業農村	林業山村	漁業漁村
ニ. 農林 漁業 資源の案内	農用地	森林	漁場
ホ. 体験 施設等を利用 させる役務	農業体験施設等	林業体験施設等	漁業体験施設等
ヘ. 上記 に掲げる役務 提供の斡旋	(イ.ロ.ハ.ニ.ホ)	(イ.ロ.ハ.ニ.ホ)	(イ.ロ.ハ.ニ.ホ)





### Ⅲ. 営業時期

営業日	1. 年中無休 2. 宿泊不可能日 → ① ( ) ~ ( ) ② ( ) ~ ( ) ③ ( ) ~ ( )
営業時間	チェックイン ( ) 時 ( ) 分 ~ チェックアウト ( ) 時 ( ) 分

### Ⅳ. 料金の設定

1. 宿泊料金等の設定 ※ 年齢区分のない場合は、「大人」の欄にご記入下さい。

宿泊形態	設定料金 ( 消費税込みで記載して下さい )		
	年齢区分		棟貸し
	大人 ( ) 歳以上	子ども ( 左記年齢未満 )	
1泊2食付	( ) 円~	( ) 円~	1棟1泊 ( ) 人当たり
1泊朝食付	( ) 円~	( ) 円~	( ) 円~
1泊素泊り	( ) 円~	( ) 円~	( ) 円~

2. 特別料金の設定

特別料金がある場合は、以下に概要をお答え下さい。

設定条件の記入例：長期宿泊割引、祝祭日・平日料金、冷暖房代など
---------------------------------

### Ⅴ. 交通手段

1. 交通アクセス

①鉄道(飛行機・船舶)利用の場合		① 徒歩で ( ) 分
路線名 ( ) 線	から →	② バスで ( ) 停留所まで ( ) 分 停留所から徒歩で ( ) 分
最寄り駅・空港・港 ( ) 駅・空港・港		③ タクシーで ( ) 分
		④ 無料送迎車で ( ) 分
②車利用の場合 ( ) 道路の ( ) インター・交差点から ( ) 分		

2. 駐車場

駐車場の有無： ①駐車場がある、 ②駐車場がない
駐車可能台数 ( ) 台、 駐車料金： ( ) 円、または、無料

## VI. ご利用者別の対応

### 1. ご利用者別の受入条件

対 象	受入条件
外国人	1. 対応できる準備がある、2. 対応できる準備ができていない ①対応可能な会話：英語・中国語・韓国語・仏語・( ) 語 ②看板等の外国語表示：英語・中国語・韓国語・仏語・( ) 語
障害者	1. バリアフリーの対応をしている、 2. バリアフリーの対応をしていない バリアフリー対応の概要：( )
ペット	1. ペットの受入可、 2. ペットの受入不可 条件：① 屋内で管理すること可、 ② 屋外で管理するならば可
団体利用	1. 団体利用は可、 2. 団体利用は不可 受入人数：( ) 名程まで受入可 分宿の対応： ①可、 ②不可
研修生	1. 可 、2. 不可 分野：① 農業、 ② 林業、 ③ 漁業、 ④ 田舎暮らし、 ⑤ その他 ( )

## VII. 宿の特徴

### 1. 宿のキャッチフレーズ

--

### 2. アピールポイントの内容

--

### 3. 食事の提供

調 理 スタイル	1. 和風、 2. 洋風、 3. 和洋折衷 4. その他 ( )
自慢料理 (具体的な 表現で記入)	
食材の調達	1. 産地直送 2. 自家栽培 3. その他 ( )
自 炊	1. 可 → (自炊設備： ① 有 ・ ② 無) 2. 不可

### 4. 風呂の特徴

利用可能 な特徴	1. 共同大浴場 2. 温泉 3. 24時間利用 4. 五右衛門風呂 5. 露天風呂 6. 貸し切り家族風呂 7. その他 ( )
-------------	--

